

## 人のうごき

令和8年5月届出分を掲載（希望者のみ）

### おくやみ

吉中	シズ子さん	96歳	港町
瀧田	ヨシ子さん	98歳	栄町
松下	祐子さん	88歳	北3の1
石塚	信子さん	84歳	栄町
川村	キミエさん	96歳	栄町
妙島	ミサヲさん	104歳	南5の2
川村	弘さん	92歳	南4の2

### 人口と世帯数（5月末）

人口	5,673人	（ - 11 ）
男	2,770人	（ 0 ）
女	2,903人	（ - 11 ）
世帯数	3,248世帯	（ - 10 ）

（ ）は前月比

### 戸籍の届出について

戸籍の届出は休日にも対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。（☎ 68-7003）

### 羽幌町の情報をSNSで発信中！

町ではまちの魅力やイベント情報などをSNSを活用して発信しています。ぜひ、ご覧ください。

羽幌町公式インスタグラム  
はこちら



「活用ソーシャルメディア一覧」  
はこちら（町ホームページ）



### 今月の表紙

今年の子どもフェスティバルで披露された、伝統ある羽幌オロロン太鼓の会による発表。身体全体を使いながら表現する姿に、何度見ても感動させられます。後世に残すものとして守り続けたいですね。



まちなの法律

## ひまわり便り



### 「お客様なら何を言ってもいいの？」

#### ～カスタマーハラスメントと法律改正について～

商品に不具合があった。窓口の説明が分かりにくかった。病院や役場で長く待たされた。こうした不満を伝えること自体は、もちろん正当なことです。適切な苦情は、商品やサービスを改善する大切なきっかけにもなります。

一方で、伝え方が行き過ぎると、「カスタマーハラスメント」、いわゆるカスハラになることがあります。令和7年に成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和8年10月1日から、事業主にはカスハラ防止のための体制整備などが義務付けられます。

カスハラとは、顧客や施設の利用者などの言動が、仕事の内容や状況からみて社会通念上許される範囲を超え、その結果、働く人の就業環境が害されるものをいいます。

例えば、弁当の温め方をめぐってコンビニ店員に大声で怒鳴り続ける。診察の順番に不満があるとして病院の受付職員を長時間問い詰める。役場の窓口で「上司を出せ」と何度も要求し、閉庁時間後も帰らない。従業員の名前や写真をSNSに投稿して攻撃する。このような行為は、カスハラに当たる可能性があります。

悪質な場合には、単なる迷惑行為では済みません。脅迫、強要、名誉毀損、侮辱、威力業務妨害などの法的責任が問題になることもあります。

もっとも、カスハラ対策は、苦情を言わせないための制度ではありません。商品の不良を伝える、説明不足について確認を求める、対応の改善をお願いする。このような申し入れは、内容と方法が相当であれば正当な意見です。事業者側にも、説明不足を防ぎ、利用者の声を丁寧に受け止める姿勢が求められます。

不満を伝えるときは、一呼吸おき、何が問題で、どうしてほしいのかを具体的に伝えることが大切です。怒鳴るよりも、購入日、契約内容、困っている点、希望する対応を整理して話す方が、解決に近づきます。

お客様だから何を言ってもよいわけではありません。一方で、事業者だから黙って耐えなければならないわけでもありません。困ったときほど、相手を責める言葉ではなく、問題を解決するための言葉選びが大事ですね。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太  
☎ 0164-42-3341



広報はぼろ 令和8年6月号 No.756 発行  
電話 0164(68)7013 FAX 0164(62)1219

羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1 編集 地域振興課  
メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp ホームページ www.town.haboro.lg.jp